

窓口負担割合が 2割の方の配慮措置が 令和7年9月診療分で終了しました

後期高齢者
医療制度から
お知らせ

配慮措置とは、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間、**2割負担**となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴う**外来の1か月の負担増加額を3,000円までに抑える制度**です。

なお、配慮措置が終了した後は、**2割負担の方の1か月の外来の自己負担の上限額は、高額療養費制度により、月18,000円(年間144,000円)までとなります。**

《配慮措置の終了について》

厚生労働省 制度改正に係るコールセンター

TEL **0120-117-571** (フリーダイヤル)

受付時間 午前**9時**～午後**6時**(日曜日、祝日、年末年始は除く)

コールセンター設置期間 令和8年3月31日(火)まで

《高額療養費について》

北海道後期高齢者医療広域連合
または、お住まいの市区町村

《発行元》

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL 011-290-5601

